

第14回藤沢市石綿関連疾患対策委員会
会議録

2020年（令和2年）3月4日（水）

総務部 行政総務課

開催日：2019年（令和元年）12月20日（金）

時間：18時00分から19時48分まで

場所：藤沢市役所本庁舎5階 5-1会議室

出席者：村山委員長，名取委員，吉村委員，塩見委員，清水委員，久保委員，
牛島委員，赤堀委員，湊委員

【事務局】林総務部長，斎藤総務部参事，古澤行政総務課主幹，
及川行政総務課課長補佐，中野行政総務課主任

【担当課】村井子ども青少年部長，中川子ども青少年部参事，
鳥羽保育課課長補佐，浜野保育課課長補佐，
住吉保育課上級主査，佐藤保育課主任
福室総務部参事，山之内職員課主幹，小田職員課主査，
金野職員課職員

欠席者：永倉副委員長

傍聴者：0名

委員長	時間になりましたので，第14回の藤沢市石綿関連疾患対策委員会を開催させていただきます。 まず，本日の会議の出席状況等について，事務局からご報告をお願いいたします。
事務局 （中野行政総務課主任）	委員の出席状況でございますが，出席委員が9名ということで，永倉副委員長からご欠席のご連絡を頂戴しております。いずれにしましても，本会議が成立していることをご報告させていただきます。 傍聴者はゼロになっております。 今日は速記が入っております。録音をさせていただいておりますので，ご承知おきいただければと思います。 続いて，会議資料の確認をさせていただければと思います。皆様の机上に資料を配付させていただいております。一番上が次第，資料

	<p>1 「浜見保育園園児アスベスト関連疾患検診の結果について」、資料2 「浜見保育園園児の把握状況」、資料3 「藤沢市石綿関連疾患調査・認定部会の経過等について」、資料4 「園児アスベスト健康被害対策補償・給付制度の流れ(案)」、資料5 「園児アスベスト健康被害対策補償・給付内容一覧(案)」。</p> <p>資料1から5になっておりますが、過不足等ございませんでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、よろしく願いいたします。</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは、議題のほうに入らせていただきたいと思います。</p> <p>次第を配っていただいておりますが、今日は大きく2つ上がっています。1つは、今年度の検診の結果等についてです。もう1つは、認定部会で検討してきた経過と補償・給付案の内容についてです。</p> <p>これまで3回部会を開いてきたのですが、その中で補償や給付の手續とか内容について案がまとまっていますので、そちらについてご議論をお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。</p> <p>まず最初の令和元年度の検診の結果等についてということで、保育課からご報告をお願いいたします。</p>
<p>担当課 (佐藤保育課主任)</p>	<p>令和元年度の検診結果の報告をさせていただきます。</p> <p>在園が昭和47年4月から昭和60年2月の対象の方々、188名に通知を出させていただきました。実際に読影を受けられた方は33名、そのうち異常なしが25名、正常範囲内が4名です。所見はありますが、精密検査は不要となった方が2名、次回の検診の受診推奨となった方は0名、要精密検査となった方は2名です。この2名に関しては、11月末にCTの読影を行わせていただきました。</p> <p>続いて在園が平成11年度、今年20歳を迎えた方、71名に対し通知発送させていただきました、9名が受診、9名全員が異常なしという結果になりました。</p>

	<p>在園が昭和47年4月から昭和60年2月の要精密検査となった2名の方に対して、11月29日にCTの読影会を実施しました。その結果、1名の方は全く問題がないという状況でしたが、1名の方は、レントゲンで指摘されていたところは問題がなかったのですけれども、CTを撮ったことによって、アスベスト所見ではないだろうけれども、その後の経過を観察していったほうがいだろうということで、半年後、来年5月頃に再度CTの検査を受けることになった方がいらっしゃいます。</p> <p>報告は以上となります。</p>
委員長	<p>今年度は合計で42名の方が検診を受けられて、そのうち2名の方がCT、要精密検査のほうに進んでいます。問題なしという方がお1人、要観察という方がお1人という形で、医療が必要ということにはなっていないという状況ですが、こちらについて何かご質問等ありますでしょうか。</p>
赤堀委員	<p>アスベストレターのような形で、全ての方に結果報告されるという予定でしょうか。</p>
担当課 (佐藤保育課主任)	<p>ニュースレターのほうでこの結果を皆さんに周知していく予定にしています。</p>
赤堀委員	<p>それはいつ頃なのでしょう。気になっている方たちもいますので。今年20歳の方たちには71人に通知しているのに、9名しか受けてないという点も気になります。必ずしも、この検診を受けなくてもよいということかとも思いますが。そこら辺もまた書いてもらって、何回も言ってもらわないと、対象の方々は忘れてしまうので。こういうものがあるたびに、なるべく送っていただいて、説明を入れておいてもらったほうがいいのかと思います。</p>
委員長	<p>私もどれぐらいの方が受けたのかなというのは気になりました。在園が平成11年度の方は、今見たら12%ぐらいとなっています。1割ちょっとの方が受けている。連絡をして、あくまで受けた</p>

	<p>いという方がここに上がってきているのですが、それぐらいの人数ということです。在園が昭和47年から昭和60年までの方は17%ぐらい。割合としては少し高いですけど、2割は行ってないということですね。</p>
赤堀委員	<p>時間がたつと、意識が薄れていくというのが何でもあると思うのです。その当時すごく大変だと思っても、時間が解決していつてしまうというところがあって、それが一番いけないのかなと思うので、例えばこういうのが出たときに、何%でしたというのを出すのと一緒に、前にも言ったよと思うかもしれないけれども、都度都度そういうのも入れて、アスベストレターとして、私たちに忘れさせないようにというか、そういうのも市のほうでやっていただかないといけないのかなと思います。</p>
委員長	<p>それはレターとか、そういう形で周知を図るということですか。</p>
担当課 (鳥羽保育課課長補佐)	<p>少なくとも年1回はニュースレターを出すということで、今回の検診結果以外にも、年1回は説明会を開くという予定もございますので、そういった来年度の情報も合わせて、ニュースレターにしてお届けしたいと思います。</p>
委員長	<p>X線の検診はこの機会だけではないはずなので、全ての方が受けるべきというわけでもないと思うのですね。ただ、どの程度の方がきちんと気にされているかは、おっしゃるとおりだと思います。昭和60年までの方は在園期間が結構長いと思うのですが、どのあたりの方が多いたかありますか。比較的新しい時期の方ですか。</p>
担当課 (佐藤保育課主任)	<p>古い方のほうが多いです。きちんと年限をとってはいないのですが、1970年代の方もいれば、1996年という方もいて、満遍なくいるような形です。</p>
委員長	<p>ほかにいかがでしょうか。大体よろしいですか。 (質問, 意見: なし) では、これについてはご報告いただいたということにさせていただきます。</p>

	<p>次に、資料 2，園児の把握状況，それから見舞金の支給状況の表を出していただいています。これについては，前回もこういった形でお願いしたいというお話があったと思うのですが，ご報告をお願いできますでしょうか。</p>
<p>担当課 (鳥羽保育課課長補佐)</p>	<p>資料 2 として浜見保育園園児の把握状況を新たな表として作成いたしました。今までグループ A とかグループ B というくくりで説明していたのですが，グループという表現より，期間 A，期間 B というほうがわかりやすいのではないかとこのところ，そこら辺の言葉の使い方もあわせて，新たに整理し直しております。</p> <p>本日ご提供しました表の説明を簡単にさせていただきますと，まず左端に区分として A から G までございます。それぞれどういった期間，実際の時期かといいますと，その右側に載っておりますとおり，例えば期間 A ですと，昭和 47 年 4 月から昭和 59 年 10 月で，状況は吹き付けアスベスト材が露出していた期間になります。以下，何度も説明している部分になりますが，改修工事の期間があり，囲い込みの期間，期間 D は雨漏りの期間，期間 E は雨漏りに加えて天井を外したこともある期間，期間 F は囲い込みがされている期間，今まで記載しておりませんでした，期間 G のアスベスト除去後という区分も新たに加えました。</p> <p>その右側が「園児数（概数）」で，今までも公表している人数になります。</p> <p>さらにその右側が「台帳登録人数」で，新たな浜見保育園園児アスベスト健康被害対策を昨年 12 月に制度化したのに際して，台帳を整備することになりましたので，紙ベースと，データでも管理しておりますが，その人数がこの欄に出ております。</p> <p>今までのようなグループ A とかグループ B というくくり方ですと，少しわかりづらいのではないかと，入園のタイミングと退園のタイミングが，どこから始まってどこで終わっているかという整理</p>

をしたほうがわかりやすいのではないかとということで、そちらにありますとおり、AA, AB, AC, BB, BCと記載することとしました。Aの期間に入園して、退園がAの期間だった人、Bの期間に入園して、Cの期間に退園した人、そういった見方をいただければと思います。Bは非常に短い期間ですので、A, Bまとめたくくり方をしております。台帳上は今318人いることをそこに記載しております。

以下、CCの期間で分類する人は33人、CD, DD, DE, DFで220人、入園、退園のタイミングで整理すると、それぞれそのような数字が出てきます。

台帳上は697人いるのですが、少なくとも年1回ニュースレターを出していますと、中には返戻になってくる人もいるという状況があります。例えば一番上の期間A, 期間Bでいきますと、台帳上は318人いるのですが、実際に郵便物が届く方が188人、右側の④「返戻」は130人となっており、これを足し合わせて318人です。

そういった状況を一覧にした形で今回整理しております。

それ以外に、先ほど検診の一覧がありました。検診はその時点時点での人数整理になりますので、検診は検診でまとめまして、日々変動するほうの全体の把握と、あと見舞金の関係も一緒にこの表にまとめております。右側の2列が見舞金の関係です。今実際に申請があつて支払いが済んでいる方が、AとBの期間だと134名です。概数で480人いるという推定ですので、比率では28%の人が申請しているということになります。

期間C, 期間F, 期間G, CC, FF, FG, GGと区分したところについては、今回の園児アスベスト健康被害対策の見舞金の対象外ということで、その欄に「見舞金対象外」という文言を入れております。

見舞金について表の下側に別建てで整理しております。期間A・

	<p>B・D・Eが見舞金の対象で，期間C・F・Gが対象外です。それぞれ合算すると，これらの人数が今現在の状況ということで一定の整理をしましたので，今後委員会ごとにこの表をアップデートしていければと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
委員長	<p>表の形で整理をいただいたので，全体的な状況がだいぶわかりやすくなったと思いますけれども，一方でちょっとわかりにくい点もあると思いますので，ご質問あるいはご意見がありましたらぜひお願いいたします。</p>
赤堀委員	<p>市であまり公表してはいけないというのはわかるのですが，例えば在園が平成16年4月から平成18年2月で戻ってきてしまう人が15人と書いてあります。多分私たちの世代なので，言ってもらったら，この人はあそこにいるよとわかるのですが，そういうのはダメでしょうか。難しいとは思いますが，お母さん同士のつながりがあるので，15人戻ってきってしまったと手をこまねいているよりは，名前だけでも言ってもらえれば，我々のほうですぐ探し出せると思うし，どこにいるというのはすぐわかると思うのですが。</p>
担当課 (鳥羽保育課課長補佐)	<p>あと，方法としまして，特定のお名前を伝えるという部分は別として，仮にニュースレターが届いてないお知り合いの方がいらしたら，こういったところに該当していることもありますので，お声がけいただいて，市に連絡いただくと非常に助かります。</p>
赤堀委員	<p>私たちから，1人ずつ「届いていますか」とは聞くことは難しいですよ。前も言ったけど，あまりにも事務的過ぎて…。</p> <p>いまだにどこかにポイッとしてしまう人が多数なんです。だから，そこを把握するのは難しい。</p> <p>反対に窓口を少し広げてもらって。個人情報だって，名前だけもらうだけで，別に悪いことをするわけではないので，何とかありませんかね。</p>

湊委員	そちらから教えてはくれないけど、聞いたら答えてくれるのですか。私たちは何人かリストを持っているわけです。そうしたら、あの人には連絡が届いていますかと、こちらから聞けば答えてくれるんですか。主体的には言えないけれど、答えることはできるのか。
久保委員	こちらで作ったリストは今まで提供しているんですよね。
赤堀委員	していますけど、それはこの間来たりした人たちだけですので。
久保委員	それ以外のものもリストとしてあるのですか。
赤堀委員	リストではなくて、友達関係であるかもしれないということです。でも、それを届けているか届けてないか、こちらはいちいち把握してないので。
湊委員	わからない人がいたら、LINEとかで「誰々さん、今、知らない？」と聞くと、「ああ、知っている」とつながっている人がいるのです。
久保委員	要するに、個人情報としてくっついているのは、その期間に在園していたことと、住所が市にはわからないということの2つですね。その程度であれば、教えるのは問題ないような気がするのですけど。
赤堀委員	そうしたら早いというか、もっと見つかる可能性があると思うのです。そんなに時間もかけずに見つかると思いますので。
湊委員	きょうだいがいったりすると、つながることも多いので。
赤堀委員	そうすると、その上の代もわかる。平成11年からの期間Dとか。
湊委員	6年分ぐらいは何とかかなると思うのですね。それが重なっていたりすると、そこがざっと埋まっていくので、市から教えてもらえさえすれば。
委員長	個人情報の問題があるとは思うのです。ただ、それぞれの方に不利益になる話ではないので、どういう形がいいかは別にして、何らかの形で戻ってくる人たちを減らす努力はしたほうがいいですね。
湊委員	こちらが聞かないとダメであれば、全部いちいち聞いていく。会議

	のような場としてやってもいいですけど。
赤堀委員	村山委員長だったら聞けるのですか。
委員長	それは、そういうわけではなく、委員はみな同じです。どこまで詰めるかはまた委員会などで相談しましょう。
名取委員	<p>非常に一生懸命やったださってありがとうございます。</p> <p>ただ、一点だけ、何年の段階では通知可能だったのが、いつから戻ってくるようになったというデータは、今後、年度別につけてほしいのです。つまり、もともとわかってない方と、転居したことなどがきっかけでわからなくなったという人があると思います。それを経年的に数値として見ていかないと、今後何が問題かがわからなくなってしまいます。今はこれで何となくこうかなと言ってられるけれども、そこはご検討いただかなければいけないのかなと思います。</p> <p>また、先ほど保護者側の委員の方がお話ししていたとおり、返戻というものが始めている。多分転居とかをきっかけにそれが起きているということだと思うのです。期間A・Bはもともとわかってないという問題があるので、これはもう少し潰さないといけない。そもそも一番リスクが高まりつつある人の6割ぐらいに、通知すら届かない、何も知らないでいることになってしまうというのは非常に問題です。ここをどうするかというのは1つの課題として、次回の委員会等で検討して、改善案を出さないとまずいのかなと思います。</p> <p>そこら辺は、そういう検討を事前にするようなプロジェクト的なものを、委員長も含めてぜひご検討いただいて、改善していかないといけないかと思います。このままだと、何も知らないですという方が増えていくとまずいので、ここをどうするかが1つの課題だと思います。よろしく願いいたします。</p>
委員長	台帳に登録できないとか、通知ができないとか、それぞれ理由があるんですね。

担当課 (鳥羽保育課課長補佐)	市が持っている住民基本台帳の情報も活用できるか、今後そこら辺も調整していければと思います。ただ、一旦転居した後、さらに転居してしまうと、戸籍の問題になるのですが、その人の戸籍の情報までは保育課として持っていませんので、調べるのが大変困難な状況です。
赤堀委員	調べるのも手ですが、いけないのかもしれないけど、調べるというよりは、保育園の苦しい間、助け合ってきたということで、親のきずながすごく強いので、その方に聞いてみるという方法はダメなんですか。例えば、今わかっている連絡のつく方がいますね。その方に電話して、「同年代でご存じの方はいらっしゃいますか」と聞く。うちの子も20歳だけど、保育園の友達ともまだ会っているし、意外とそういうのもあったり、きずながすごく強いのです。
委員長	そういうものを含めて検討していくことを名取委員がおっしゃったわけです。
名取委員	ここまではプライバシー保護でダメとか、この方法はいいというのを検討する別のものをお作りになったらいかがですかという提案なので、ぜひそういうプロジェクトに参加していただいて、やられるということになるのではないですかね。守らなければいけない部分もあると思うので、その方法はどこまでかまご理解いただくしかないと思うのです。
委員長	台帳登録というのは名前まではわかっているということですか。
担当課 (鳥羽保育課課長補佐)	名前、生年月日、住所、などの一連のものを管理する台帳を整備しています。
委員長	台帳登録があっても通知が可能でない人たちもいるわけですよね。
担当課 (鳥羽保	転居等で届かなくなってしまった方か、あるいは古い名簿をご提供いただいた場合、そのままの住所で一回は郵便物を出して、戻っ

育課課長 補佐)	てきてしまっているという状況があります。
委員長	③と④は今回12月10日に送って戻って来てしまったのですか。
担当課 (鳥羽保 育課課長 補佐)	これは書き方が悪いのですが、12月10日時点ということです。
久保委員	一斉に出したものですか。
担当課 (鳥羽保 育課課長 補佐)	ニュースレターなどは一斉に出します。検診はその対象者、20歳以上の方です。
赤堀委員	結婚される方も多いから、名字も全く変わっているというのもよくあることです。
名取委員	生年月日の情報がおありになるので、そこは変わらないはずですから、ある程度はいけると思うのですが、どこまで問題がないかですかね。
委員長	見舞金を申請されている方が291名ということですが、この方々は基本的に通知が可能で、通知された方々だけということではないですかね。
担当課 (鳥羽保 育課課長 補佐)	当然通知可能な方です。台帳上きちんと載っている方と、申請されている方を突合せますので、現住所も確認がとれている方になります。
委員長	こちらが全く把握してなかったけれども、申請されてきたという方はいらっしゃらないですか。
担当課 (鳥羽保	その場合は在園の証明をしてもらってから、見舞金を支給するという流れですが、そういった方も数名おられます。

育課課長 補佐)	
久保委員	それは過去、台帳に載っていなかったとしても、現在は載っている人数に入っているわけですね。
牛島委員	そういう方はどういうものを情報源としたか聞かれたのですか。
担当課 (佐藤保 育課主任)	ごきょうだいに通知が行って、実は弟がいたんですとか、そういった形で登録された方はいます。
久保委員	期間Dと期間Eは、概数よりも多い人数が台帳登録人数に入っていますね。これは台帳上は全員の名前とその情報が入っているという感じになるのですか。
担当課 (鳥羽保 育課課長 補佐)	期間D・Eについては、概数というところで、正確な全体数ではないので、人数に多少変動があります。
久保委員	多少揺れるにしても、この期間は、人数を比べると、ほぼ把握できているという理解でいいですか。住所は別だけど。
担当課 (鳥羽保 育課課長 補佐)	あと、短い期間で入退園した人もいますので、そこら辺を今整理しているところです。期間D・Eあたりは、もともとの園児数、母数が少し増える可能性があります。
委員長	なかなか難しいですね。母数が増えてしまうということですね。
久保委員	類推すると、期間A・Bも概数480と書いてあるけど、もっとたくさんいる可能性があるということですかね。
牛島委員	4月時点ではないけれども、8月、9月など途中から入ってきたというのはあるかもしれません。漏れているかもしれません。
久保委員	AAではなくて、Aの前。
委員長	Aの前というのはありますか。
久保委員	開園が47年だから、それはないですね。失礼いたしました。

<p>委員長</p>	<p>ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>(質問, 意見: なし)</p> <p>現時点ではこういう状況ということですが, 先ほどもありましたように, 少しこの数字を見ながら, 通知がまだかなりできてないとか, 申請者の方が割合的に低いとかの問題もありますので, このあたりをどうするか詰めて検討するという機会を持っていく必要があるかなと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>議題の1番はこのあたりにさせていただいて, 次に, 議題の2番になります。この間, 調査・認定部会を3回開いて, 補償あるいは給付の手續等の案について検討してまいりました。これについてまずご報告をいただき, ご議論をお願いしたいと思います。では, よろしく願いいたします。</p>
<p>事務局 (中野行政総務課主任)</p>	<p>まず初めに私のほうから, 資料3に基づきまして, これまでの間の調査・認定部会の経過について説明させていただきます。</p> <p>初めに, 資料の訂正がございます。1(3)は「第6回」でございます。大変失礼いたしました。</p> <p>先ほど村山委員長からもございましたが, 「会議開催経過」としましては, 前回の4月の委員会からこれまでの間に3回, 第4回, 第5回, 第6回と記載のとおり開催してきております。</p> <p>2「議事概要」がそれぞれございます。</p> <p>(1) 第4回では, 前回の委員会の際に部会名称の変更のご提案をいただきましたので, 改めて調査・認定部会というふうに変更したというのが1点です。そのほか, 今日ご議論いただきますが, 園児に対する補償・給付の内容についてご検討いただきまして, 要領案の体裁とか関連様式などについて確認をいただいております。あわせて, 市職員向けの受付対応マニュアルの骨子案を部会員のほうに作成いただいておりますので, その内容の確認等をいたしました。</p>

	<p>(2) 第5回では、引き続き要領案と関連様式を確認させていただきまして、規定の内容なども確認しております。あわせて、先ほどもございました受付対応マニュアルについて、骨子からさらに中身ができて、素案という状態となったものを確認して、今後さらに担当課である保育課と中身を詰めていくことになりました。</p> <p>(3) 第6回では、それまでの間、第4回、5回と要領案をもとに検討していたのですが、本日のこの委員会に諮ることも鑑みまして、今日資料4、5として作成させていただいておりますフローと内容一覧にて議論し、検討しております。あわせて、IARCの疾患のほうの資料確認なども行いました。また、受付対応マニュアルに付随するQ&Aの中身とか回答案などについて確認をさせていただいております。これにあわせて、今後の研修の実施ですとか、対象職員を現在検討しているところでございます。</p> <p>3「次回開催予定」ですが、来年1月27日を予定しております。簡単ですが、部会の経過報告としては以上になりまして、これまでの間、検討してきた内容につきましては、資料4と5にまとめておりますので、保育課から説明させていただきます。</p>
<p>担当課 (鳥羽 保育課 課長 補佐)</p>	<p>資料4「園児アスベスト健康被害対策補償・給付制度の流れ(案)」を見ていただければと思います。全体像をまとめたものとなります。</p> <p>一番左側が「アスベスト関連疾患の発症」です。各種制度の補償・給付についてはまず発症から始まります。</p> <p>上段の本人からの申請と、下段の遺族等から本人死亡後の申請という大きな流れがあります。</p> <p>まず上段を見ていただきますと、申請するに当たりまして、本人または代理申請も可能とする要領案を今作成しておりますが、本人または代理の遺族、親族等から事前相談を受けまして、申出・受理のほうに進むこととなります。</p> <p>申出書につきましては、本人から出していただきます。代理の場合</p>

も本人からとなります。本人からの申請で最低限の書類、「申出書、診断書は必須」とありますが、市がそういった一連の書類を確認しまして、形式的に備わっていれば受理となります。

それを受けまして、起因性の判定をする場面では専門性を有しますので、そこは調査・認定部会へ諮問させていただきます。市は部会からの答申を受けまして、その方が補償・給付の対象であるか、対象外であるかという判断をして、認定通知書または不認定通知書を出すこととなります。

前段に認定の手続きがありまして、その認定が終わった後、給付金なり、補償関係の支給金の手続きがそれぞれございます。申請して決定するという一連の流れが必要となります。本人が給付対象であるという認定を受けた場合は、通常ですと、本人から給付金の申請を受けまして、そのまま本人への支給決定を行う。給付金については、要綱の中で金額が明記されておりまして、一時金で100万円となります。

申出の後にご本人がお亡くなりになった場合は、遺族等から支給の申請をしていただくこととなります。その場合は、遺族等への支払いをする。給付金については、ご本人が給付の対象であるという認定を受けていれば、本人がお亡くなりになっているから支給しないというわけではなくて、遺族等から支給申請があれば支払うという整理をしております。

次に、本人が補償対象であるという判定です。給付対象というのは、昨年12月に設定した要綱の中でも定義しておりますが、アスベスト関連疾患との起因性は認められないけれども、他の発症原因が考えられない方です。

一方、浜見の在園との起因性があるとされた方は、補償対象となります。その本人から支給申請があった場合に、どういったものを払うかという、治療費と休業補償があります。

治療費、休業補償については、本人からいつ申出をするという決ま

りは特段ないのですけれども、発症後、かなり時間がたってから申出をされるケースも考えられます。そこで、ある一定の年限としております。そちらにありますとおり、治療費、休業補償とも、「発症後で、申出書の受理から2年前までを対象」ということで、2年前までのさかのぼりについては、労災保険の時効に準じての整理となります。

ちなみに、治療費については、保険適用の部分を治療費として認める方向で今整理をしているところです。

休業補償についても、一覧がありますので、細かい説明はそちらで後ほどご説明しますが、休業補償も賃金センサスを利用して算出して、2年前までを対象とします。

本人が補償対象という認定を受けた後、その枝分かれをしている支給申請の表になりますが、申出をした後に本人が死亡した場合、あと認定後の本人死亡というのもあります。当初の申請書を出した後、本人がお亡くなりになった場合と、認定された後にお亡くなりになった場合があるかと思えます。いずれにしても、遺族等から申請があった場合に、支払う内容としまして、治療費、休業補償が本人からの部分と重複して書いてありますが、本人への支払いが終わっていない場合は遺族等に払うという意味合いでそこに載っております。

次に、葬祭費、遺族補償、弔慰金です。葬祭費と遺族補償は、アスベスト関連疾患でお亡くなりになった方を対象としております。弔慰金につきましては、関連疾患であるかどうかを問わず、一時金としての300万円を考えております。

治療費、休業補償については、必要に応じて調査・認定部会への意見聴取をさせていただければと考えております。

アスベスト関連疾患でお亡くなりになった方については、場合によっては判断に専門性を要することもありますので、調査・認定部会へ諮問させていただければと思えます。

それぞれの支給申請の受付としては、支給決定通知書を送るという流れになります。

表の下段です。遺族等からの申出というケースも考えられます。その場合、申出の期間については、本人死亡後15年です。この制度ができたのが昨年12月21日です。制度ができる前にお亡くなりになっている方に対して、15年としてしまいますと、申出の期間がかなり短くなってしまいますので、制度施行前にお亡くなりになっている場合は、令和15年12月20日までを申出期間として考えております。

15年という期間につきましては、救済法が今15年という規定になっていますので、同じアスベスト関連疾患の制度となる救済法に準じまして考えております。

お亡くなりになってからの申請となりますので、申出書とあわせて、死亡診断書をお出しいただきまして、起因性と死亡原因の両方を調査・認定部会へ諮問して答申を受けるという流れになります。その結果、本人は給付対象であった、補償対象であった、対象外であった、そういう3つの区分での認定を行い、認定通知書または不認定通知書を遺族の方にお送りします。

遺族の方から、給付金なり、治療費等の補償についての支給申請を受けまして、それに対して市が支給決定を行うというのが全体の大きな流れになります。

また、資料5「園児アスベスト健康被害対策補償・給付内容一覧(案)」は、今説明したところと一部重複する部分がありますが、一覧で整理したものです。給付と補償という大きなくりがあります。支給対象として、要件1は①から④まで記載しております。露出している期間、改修期間、雨漏り期間ということで、最終報告書で頂戴しているリスク評価を踏まえた該当する期間となります。その時期に在園したこととあわせて、要件2として、給付金については、起因性は認められないが、他の発症原因が考えられな

い。補償については、浜見保育園在園との起因性がある。そういった要件1，要件2を満たす方がそれぞれの対象となります。

給付金は、先ほども言いましたとおり、一時金として100万円。補償については、それぞれの項目で若干説明を加えてありますので、確認させていただきますと、治療費については、1「アスベスト関連疾患に係る診療，薬剤又は治療材料の支給並びに処理，手術その他の治療のために医療機関等に支払った自己負担分相当額」，2「通院及び移送に際し，現実に支出した費用相当額」。

それぞれについて（注）として説明がございます。

1については、保険適用の医療を今想定しております。さらに、保険制度ですと、高額療養費の自己負担限度額というのがあります。基本的な考え方としては、本人が実際に支払ったものの相当額を補填するということです。同じ保険証で家族が何名か使うケースもあるとは思いますが、その部分までは考慮せずに、ただその上限額を超えてまでの支払いはしないという制度を今考えております。ですので、実際にかかった金額を払うという原則です。ただ、同じ保険証を使う家族がいたとしても、その部分を考慮して減額する考えはないということです。

もう1つの（注）としては、先ほどの流れのところでご説明したように、申出を受理した日の2年前以降が支給対象となることをこの表に記載させていただいております。

次に、休業補償です。考え方としては、一般的な労災制度の休業補償ですと、3か月間の平均給与を出すのが基本的です。今回、対象園児の就労状況について、無職，自営業，会社員，専業主婦，休業中など、人によってさまざまな状況があるかとは思いますが、簡易・迅速に、公平に、市として一定の補償を行うということで、賃金センサスを使っての休業補償額の算定となります。

給付基礎日額は、下の欄外に記載がありますが、厚生労働省の賃金構造基本統計調査、いわゆる賃金センサスの平均賃金、そちらは月

額になりますが、全労働者の性別・年齢別の表を使いまして、平均賃金に12を乗じて、365日で除して得た額の80%相当額で日額を出すという計算になります。賃金センサスは月額になっているのですが、日額を出すために12を掛けて365で割っています。

あと、賃金センサスですと、労働者の平均賃金を出しており、70歳以上という区分もあります。ただ、実際は70歳を超えると、例えば60歳あたりの人に比べると、10分の1ぐらいの人数に減っているという実態もあります。実際、平均といえども、働いている人の数が少ない中での平均賃金となるので、平均というには高いという状況もありまして、70歳以上については、2分の1に減額するという考えで今整理しているところです。

次に、葬祭費です。31万5000円プラス給付基礎日額の30日分と給付基礎日額の60日分の額を比べて、金額の大きいほうということです。この計算の仕方については、労災保険の葬祭料の部分に準じての金額となります。

次に、遺族補償ですが、給付基礎日額の1000日分の一時金です。労災保険の遺族補償一時金というのがございますので、そこと同じ1000日分の一時金という計算をしております。

次に、弔慰金については300万円です。労災保険に遺族特別給付金というのがありますが、そこに準じての300万円という算定です。

それと、表の下の欄外の2つ目、「他制度との調整」です。場合によっては救済法に該当して支給を受ける方もいるかもしれないのですが、基本的には国の制度での支給を受けた場合と市の制度での支給を受けた場合の支払いの調整はしません。ただ、治療費と葬祭費の部分については、実際かかったお金に対する負担という性質がありますので、その部分だけ支給額の調整を行う。それ以外のところは救済法の適用を受けて支給されたものについて相殺して

	<p>調整することはしないという考え方で整理しております。</p> <p>それと、用語の説明で1点だけ加えますと、遺族等からの申請と本人からの申請とに分けておりますが、遺族については、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹、あとお亡くなりになった時点で生計を一にしていた者、そういった者を対象とする内容で今要領を作っているところです。市のほかの制度もそういった整理をしているものがありますので、それを参考に、そういった遺族等の定義をする予定です。</p> <p>一連の今説明したものについては、別途、補償・給付要領という形でまとめているところですが、内容を見える形にしますと、本日ご用意させていただいた資料4と資料5になります。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>部会では3回会合を開いて検討してきた経緯があります。なので、部会に出ておられる方は内容を理解していただいていると思うのですが、委員会としては久しぶりですので、ほかの委員の方は少しわかりにくいところがあるかなと思います。</p> <p>そもそも補償と給付という形でこの制度が作られているわけですが、補償については、調査の結果、浜見保育園でのアスベストばく露が原因で病気になってしまったということが明確になった場合ですね。リスクの評価からも、私自身、このケースはほとんどないと思ってはいます。あるとすれば、中皮腫になられた方で、しかもほかに原因がどうも見当たらないというような場合は、この補償になります。</p> <p>ただ、一方で、原因がはっきりしないけれども、浜見保育園のアスベストのばく露が全く関係ないとも言えない。多分そういうような状況もそれなりにあって、そういう場合は給付という形で今回制度ができていて、典型的なのは肺がんになられたような方がここに入られるかなと思っています。</p> <p>平成11年の雨漏りのような状況でばく露してしまった園児の方</p>

	<p>は、まだもう少し先の話かもしれませんが、昭和47年からのケースは結構古いところまで入っていますので、実はそんなに遠い話ではなくて、この時期の方の中から肺がんを発症されたというような方が出てきてもおかしくないかなと思ってはいます。</p> <p>そういうことで、具体的に認定の手續と補償の内容等、検討してきた経緯がこういう形になっているということですが、どこからでも構いませんので、何かわかりにくいところとか、ご意見があれば、ぜひ出していただければと思います。</p>
牛島委員	<p>給付の日額のところで、平均賃金の概念で、月額と全労働者の性別及び年齢別ということですが、少なくとも過去の例で言うと、男性、女性ということだけで違ってきているというのは、本人の努力とは違った部分でのものなので、あまり妥当ではないかなと思います。皆様があまり言わないならあれですけど、性別で分けるのは、実際に取扱のあることではあるとは思いますが、いろいろ仕事とか、本人の努力とは違うところでかなり差ができるというのはどうかなという印象があります。その辺はあまり議論してないという感じですかね。</p>
担当課 (鳥羽保育課課長補佐)	<p>賃金センサスを使う考え方については、公害健康被害の補償制度を少し参考にさせていただいている部分がありまして、その考え方も、男性・女性という区分で行っております。</p>
牛島委員	<p>今は男女平等参画とか、いろいろやっている時代です。公健法はもっと古い時代にできて、その運用が続いていると思うのですが、21世紀の新しい時代に、性別によって差をつけるという観念を持ち込むのは、国際法上どうなのかみたいなこともあり得る段階なのかなと思います。つまり、それだけ日本が見直しをしてこなかったもののルールの上に乗って、この新しい時代を迎えた被害というのを、男性だから、女性だからという性別によって差別をするというのは、藤沢市にとっては望ましくないのではないのでしょうか。</p>

	<p>では、何によるべきなのか。性別を抜きにした全労働者でやるのがいいのかどうかというのも、それはそれで問題があるのかもしれないのですけれども、これは非常に問題性の多いことだと私は感じております。代替案がパッと出なくて申し訳ないのですが、違うもので参考にできるものがあれば、また探してみようとは思いません。</p>
久保委員	<p>部会でもそういう意見は前からあったから、一応議論はしたのです。全然しなかったわけではない。1つは、代替案というふうにお話しして、男女平均にするか。全員を含めてやるとなると、男性のほうは下がります。女性は上がるという状況になる。男性に揃えるというのも、全体が上がってしまうのでどうかなということもある。</p> <p>そういう中で、今までもそういう意見があったということ踏まえて、最終的には事務局のほう、市のほうで、今一般的に使われているような男女別ということを決めたようではあります。ただ、代替案をどうするかという問題は、確かにあるにはあるのです。</p>
牛島委員	<p>本人の収入というのではダメなんですか。例えば、本人が何か月間こうでしたとか、3年間こうでしたとか。</p>
久保委員	<p>主婦とか学生とかで、それができないから賃金センサスを使おうという話になっています。しかし、本人の収入となったら、絶対それがセンサスに影響しているから、男女の給料差は出てきてしまいますよね。</p>
担当課 (鳥羽保育課課長補佐)	<p>仮に3か月という場合に、専業主婦とか、無職の方とか、そういった方々の収入の問題が出てしまうと考えております。</p>
牛島委員	<p>そういうところは、しょうがなく、こういうところを使うのかもしれないと思うのです。</p>
久保委員	<p>人によって分けるというのもまた問題です。働いている人はその</p>

	給料で、働かない人は賃金センサスでやるという案も、考えるには考えました。ですが、同じスケールで事業者が決めたほうがいいだろうなということは意見としてあったわけです。
赤堀委員	主婦だってお金をもらってないかもしれないけれども、今、主婦の労働がこれぐらいの金額になると算出したものがあります。すごく安いお給料で働いている人よりも全然働いているわけで、それプラス外に出て働いているといったら、実質の金額にしたら、男の人以上にもらっていることになる。そうなると言われていていますので、そのあたりの考慮はできないでしょうか。
久保委員	こうなると言われていている主婦の稼働能力というものを何で評価するかといったら、家事労働を金額的に評価するというのは、基本的には賃金センサスでやっているということです。
赤堀委員	買い物や掃除を誰かに頼むと幾らと出ているのはこれなんですか。
久保委員	実際に買い物を人に頼むとか、1つ1つの作業について幾らかかるかとやったら、それは積み重ねであり得るかもしれないですね。
赤堀委員	そういうサイトがあるのです。主婦は何もやってないみたいなことを言われて、男の人がわかってないから、専業主婦はすごく大変なんですと算出してくれているところがある。それを見ると、意外とすごくびっくりしたことがあって、そういうのが加味されないのはイラッとしてしまいますが。
久保委員	それは、加味されていると思いますが。そうしたサイトなどで、金額を算出している根拠が、賃金センサスであったりしますので、今回の案はそのあたりを加味していると思いますが。
赤堀委員	では、なぜ女の人の方が少ないのですか。おかしいですね。
久保委員	確かに理念的に男女で同じか別かというのが一番問題です。
湊委員	交通事故の休業補償はどうなっているのですか。私はちょうど働いてないときに追突されて、そのときに主婦の枠になった。働いている人は、ちゃんとその収入が補償されるのですか。

久保委員	外で働いていなくて家事労働をやっているならば、それは賃金センサスをもとに計算するというのが多いです。何も基準がないですからね。
湊委員	ちゃんと収入がある方は、収入に応じて休業補償があるということですね。それと同じでいいのではないですかね。主婦だからといって、ゼロではないですものね。
久保委員	<p>考え方として、主婦とか無職者に対しては賃金センサスを適用する。それ以外、働いていれば給料で計算するという、そういうやり方もないわけではないです。ただし、給料を捕捉するとなると、生活保護ではないけれども、かなり大変なわけです。</p> <p>労災の場合は、実際に働いている人が対象となるから、その会社に勤めていて、給料はオープンになるけれども、こちらの場合はそうではない。アルバイトもいれば、自営業者もいる。申告書を見せてもらっても、こちらがどう見るか。申告で収入がゼロでも、収入はちゃんとある。そういう人の懐まで全部出させて、市のほうで検討するかという問題が出てくる。そこが休業補償の金額を決めるにあたって、なかなか難しい点です。</p> <p>確かに個別の収入がはっきりわかっている、実額で支給するのが一番公平ではあるのです。しかし、実際は金額を公平・平等に算出するようなやり方で、基準もある程度簡単に出来るものの方が、事務的にも早くできるだろうと。中には簡単に計算できる人もいますけれども、そうでない人もいますので、やるとなると、そういう人から、いろいろな資料を出してもらわないとできないことになって、市の運用としてそこまでやるかという話にもなってきます。なので、賃金センサスを参考に簡便に支給するというようにしているのですが、今の問題は、男女を差別するのはいいか悪いというのは、確かに裁判でも問題になったりしているんで、あり得る論点ではあるかと思います。</p>
名取委員	その場合、全員が賃金センサスの男性をとるという道はないんで

	すか。
久保委員	その可能性もありますよね。
名取委員	それをしたら、問題にされる可能性はありますか。それをしたときに、例えばそういうのは、法的にこの自治体だけ突出して大変問題だということになる可能性はあり得ますか。褒められるというのではなくて、逆に問題視されるのですか。
久保委員	それはある程度はあり得るでしょうね。要するに、女性のそういう立場での主張とかはあるのですけれども、世の中ではやはり男女別にやっているというのが現状なので、そういう観点から見れば、いろいろ問題にする人はいるでしょうということです。
牛島委員	<p>それはダメですよ。もうそんな時代ではないはずですよ。こういう事態はめったに起こらないという我々のリスク評価も経て考えると、その作業がすごく大変とは思えないです。万が一の場合、それが20も30も100もというふうには、少なくとも今の段階では私たちは思っていないことだから、手間暇かけてでも個人個人の休業に値するものにするほうがいいだろうし、男女で分けるというのは、同じ被害を受けて、女性だったらこうですよというのは、納得がいきません。そういうように若い人たちがどんどん移り変わっていつていきますので。私世代よりもまた若い人たちの中で、これはびっくりというか、古いねという感じで、ふさわしくないのではないかと思います。</p> <p>作業量が多少増えるとしても、そのときはもうしょうがない。例外的に平均賃金センサスを使うということでももちろんいいと思います。ほかの手段が難しいのであれば、困難を要するときはこれでやるという規定にしておけばいいのかなと思います。</p> <p>だから、基本は本人の収入で休業補償をやる決めておいて、それが明らかにならない場合または不当性がある場合には、平均賃金でいいのかなと考えます。主婦の場合も、そういう意味では積み上げ式で、交通事故とかでやるような形ですね。それがあまりにもほ</p>

	かより低いということであれば、そのときは平均賃金ですかね。
委員長	ただ、低いからそうするというと、それはそれであまりはつきりしませんよね。いずれにしても、市の公金が原資なので、きちんとした説明をする必要があるかと思います。そうしないと、いろいろなところから意見が出てくる可能性がありますからね。
牛島委員	基本は本人の収入によるでいいのかなと思うのですが。
久保委員	でも、算出の仕方をはっきり決めておかないと、やはりそのときに問題になると思います。井勘定みたいに裁量で金額幾らというふうにできるというような規定にすると、支給する金額の問題だから、お金の問題に関しては、当事者にとってはかなりシビアになってくる。本当に浜見のために病気になった人なので、そういう意味では、補償という制度の中で、多少不釣り合いで、アンバランスなものがあっても、明確に決めておくことも一方では必要です。今の意見を取り入れて、男女の問題に関しては、ご意見もあったし、何かの工夫ができるかということはあるかもしれませんが。
牛島委員	あと、年齢別というのは、どういう意図になってくるのですか。
委員長	年齢も外したほうがいいですか。
牛島委員	年齢別で何か影響してくるのですか。
担当課 (鳥羽保育課課長補佐)	賃金センサスでは、5歳刻みで統計をとっていますので、その年齢階層で考えるということです。
牛島委員	本人の実額というわけではなくてということですよ。
久保委員	統計があるものだから、統計自身は場所によってとか、都道府県によっていろいろ違うから、その資料もあるにはあるわけです。そういうのをやっていくと、藤沢市に住んでない人はどうするのかという話になってきたりする。一般に行われているのは、年齢別は客観的なものだから、統計とはいえ、できるだけ実態に近いようにということで、年齢も使うということです。

赤堀委員	あと、寿命もどんどん延びてきて、70歳以上でもみんな働きましようというふうに変わってくるような気もしなくもない。そうすると、70歳以上は2分の1と要領で決めてしまうと、将来変わったときに不都合がでるかと思うのですが。
久保委員	そこはそのときに変えます。賃金センサスも昔は65歳までしかなかった。65歳以上もひっくるめていました。しかし、あるとき65歳から70歳という枠を作ったのです。それはやはり65歳以上で働く人が増えてきているからです。
赤堀委員	要綱は変えられないけれども。
久保委員	要綱だって、不合理になれば、変えることはあり得るでしょう。年齢が延びてくれば、70歳以上で全部ぱっさりやるのは問題だから、70歳から75歳を分けてやるというのはあり得ると思います。それは実態に合わせるために変えていただくということですから、一般論としてあり得ると考えておりますが。
担当課 (鳥羽保育課課長補佐)	今の段階ですと、現行案のような内容で考えておりますけれども、将来どんな社会になるかで、当然見直しをするということも十分考えられます。
名取委員	現実的にここの園児で70歳以上の方が出るのは、早くても20年後です。20年後にどういう社会かというのは、今あまりガチガチに言わなくてもいいのかなというところはありますよね。
赤堀委員	前に、こういうところに書かないほうがいいよという話もあったので。
久保委員	今回はそういうわけにいかないですね。だって、いざそういう病気になって、原因がちゃんとはっきりしたときに、自分は幾らぐらい補償してもらえるかというのは、あらかじめわかったほうがいいでしょう。
名取委員	基本的には、厚生労働省とかのいろいろな補償のシステムは、上限額を決めるとか、段階的におりていくというやり方をとっている

	<p>場合が多いです。それを段階的に決めると、また面倒くさい。70歳から75歳を何分の2にして、上限額を幾らにして、現実的にはそういうふうな決め方をしたり、何と調整しますとかもある。年金をもらった方は調整しますということが実際出たり、いろいろするのが実態だと思うのですが、それをざっくりとりあえず書かれているのだなというふうに私は理解をしていましたけど。</p> <p>それがあまりにも不合理であれば、変えざるを得ないということになるでしょうね。一番の問題は男女のところですかね。そこをどうすべきか。</p>
委員長	<p>現時点で考えると、70歳以上で働いておられる方は、役員クラスとか、そういう方が多かったですりして、それなりの金額ということですよ。</p>
久保委員	<p>でも、最近収入がないからと働いている人もいますよ。</p>
牛島委員	<p>何かあれば訴訟もできるということではあるのしょうから、ある程度ざっくり早くというのはいいとは思いますが。</p>
久保委員	<p>趣旨としてはそういうことです。裁判所と同じような役目を我々部会に求められてもどうかと。やるとなると、切りがなくて、気になるから、いろいろなものを出してくれという話にもなり、対象者にも相当の負担を強いることにもなるので。</p>
名取委員	<p>言われた論点をここにもう少し書いておかないと、理解されにくいということですね。ここのQ&A的なものがないと腑に落ちないところがあるので、Q&Aを少し足したものの資料づくりが要ることが明らかになった。</p> <p>男女のところについては、変えてくれという意見がかなり出て、確かにそこはなるほどと思わなくはないですね。久保委員、そこを少し工夫することは可能でしょうか。</p>
牛島委員	<p>何を根拠というのは今言えないのですけど。</p>
久保委員	<p>条約がそうなっていることはわかります。</p>
牛島委員	<p>女子差別撤廃条約ですね。</p>

	<p>あと、遺族も、戸籍でない事実婚というのも、もう広がらざるを得ないと思います。少子化問題の対応として、夫婦同姓を強制する法律婚は嫌だという人がどんどん増えているので、事実婚もやってほしいと思います。相続税関係はダメですが、民間の保険関係はある程度そうなっているので、その辺は入れていいのかなと。</p> <p>これは20年後、30年後の話なので、遺族の定義も、場合によっては時代に応じて変えるというのもありかなと思っています。</p> <p>2年というのがあるかなと思いますけれども、あとは大体皆さんの考えのとおりで、よくまとめていただいたと思っています。</p>
赤堀委員	<p>あと、お亡くなりになられた方の申し入れ期間が令和15年とあります。それまでに百何名というレターの届かなかった人たちを全員把握しないといけない。それに漏れてしまった人、後からわかった人は、これ以外でも、この期間でなくてもということになりますよね。</p>
名取委員	<p>おっしゃりたいことは台帳に載ってない方の扱いを明記しろということですね。台帳に載っていない方について、令和15年以降に自分が気づいた人についての取り扱いをちゃんと明記した案に変えろというご主張でよろしいですかね。</p> <p>台帳に載ってなくて、令和15年以降に、こういう制度、こういう検診を初めて知ったことについて明記しておかない案はおかしいというご意見だと思います。私もそれは賛成です。</p>
久保委員	<p>時効を決める趣旨として、亡くなって15年となると、かなり古くなるので、判定がかなり難しいということの中で、期限を決めているところもあるのです。</p> <p>それはそれでわからないならば、判断できないから給付金になるのか、全く不認定になるかということ判断してしまえばいいというふうに割り切れれば、それでいいと思うのですが。私は逆に15年は長過ぎるなという気がしている面はあります。</p> <p>ただ、救済法もそうですが、申請者というか、認定の申出者がたく</p>

	さん続いている、今後もあるだろうなということになって、令和15年に近くなったら、その時効を延ばすわけです。救済法もそうやっているの、そういう可能性がある場合には、この期間を延ばすという方法のほうが良いような気がしますね。
名取委員	結果的にはやることは同じですね。
久保委員	同じです。ただ、ほかへ説明するとき、全然期限がなくて、いつまでもできるんだというふうにするのがいいのか悪いのか。行政的にはどうなのかということで、現時点では令和15年としています。
名取委員	久保委員が言われているのは、こうしておくけれども、令和10年になったあたりで、あと15年延長しようかというふうに、石綿健康被害救済法も延ばし続けてきている。まれな人がいて、知らない人が出てしまうので、そういうふうにしたらどうだという案です。私は最初から明記しておいてもいいかなと思う。つまり、台帳に載らないで知らない人についてはそういうやり方もありかなと思います。
湊委員	お医者さんのカルテの保存期間はどのくらいですか。
名取委員	だいたい5年です。
湊委員	もしかして診断書を書いてもらえないということもあり得るということですか。
名取委員	死亡診断書というのが法務局に50年、60年残るので、遺族が取りに行けば、診断書は出てきます。けれども、カルテは出てこないということですね。
湊委員	診断書には死因が書いてあるのですか。
名取委員	病名が書いてありますね。 はっきりしているのは、それでいいわけですね。病気が曖昧なのと、要するに、起因が浜見のためかというのは、認定部会で過去の職歴とかそういうのをずっと調べるのです。時間がたてばたつほど、ほかに原因がないかというのがなかなか調べにくくなって、本

	<p>当に浜見の原因でなったのかということがわかりにくくなるという事態が起こる。</p> <p>救済法は、職歴とか、どれにばく露したかは全然関係なしに、病気にかかっているだけでお金が出る制度なわけですよ。だから、そこを調べる必要はない。死因がはっきりしてればいいわけです。</p> <p>ところが、こちらは浜見の原因であることを調べなければいけない。それが調べにくくなることは火を見るよりも明らかなので、そうすると、結論として給付金該当というほうに行きやすい。それはしようがないし、逆にそういう限度があると、限度があるからこそ時効というか、期限を設けるわけですね。対象者も事務担当者もどちらも苦労しないように。</p>
赤堀委員	<p>私が心配なのは、延ばせるとなると、また調べるのがうやむやになるのではないかなということです。期限を決めたのなら、反対にそれまでに絶対この人たちだけは見つけるというふうにしないとダメだとなると思うのですが、延ばせるとなると、その意識があやふやになると思います。</p> <p>そのときになって見つけられなかったから、あと5年延ばしますというふうにやっていると、一生探し出せなかったりするかもしれないので、15年と決めたなら、市のほうで何年までに絶対見つけるというほうにしてもらいたい。延ばせるメリットというものもあるんだけど、あまりそれに頼ると……。</p>
久保委員	延ばせるのはもちろん最終手段ですよ。
牛島委員	そのために延ばすわけではないですから。
赤堀委員	だけど、そうしないと、なかなか見つからない気がします。
委員長	<p>それは1つ前の議題で上がっている前提かと思います。</p> <p>今日の資料はあくまで委員会のために作ったものです。基本的には要領という形でまとめられると思うのですが、今日出てきたような賃金とか、それから時効に関することは15年と非常に長くて、そのときにどの方が担当されているかわからないのですけれ</p>

	ども、こういう議論が後の世代にちゃんと引き継がれるように、要領に加える形で何かあったほうがいいですね。
担当課 (鳥羽保育課課長補佐)	15年のところはまた何らかの表現を入れるというのも、後々そういう部分の考え方を踏まえて直しをするのには有効かと思えます。
久保委員	委員長が言うのはそうではなくて、要領以外にその趣旨をよく説明したもの、先ほど名取委員がおっしゃったようなQ&Aか注釈かをちゃんと残すんでしょねという話です。それは部会でそういうことになっていますでしょう。
担当課 (鳥羽保育課課長補佐)	解説の部分は別途準備するという事で要領とあわせて作成します。
久保委員	男女の問題は工夫できるかどうか考えるということですね。男性と女性の間ぐらいの金額をとるとか。
委員長	でも、それは平均ではないのですか。
久保委員	両方並べて層として平均をとるのではなくて、全部を合わせると、男性のほうが多いから、男性側に近い金額にはなりますね。
名取委員	よく法律用語で、AとBがあって、どちらか多いものをとるという表現がありますよね。それに合わせた言い方をすればいい。
牛島委員	女性のほうが上がるからまあいいかという意見も出ました。
名取委員	AとBの多いほうをとるという表現があるじゃないですか。
久保委員	多いほうでよければそれでいいですよ。
名取委員	そこはご検討いただく。でも、これはまれな例だから。
牛島委員	基本は本人の収入でやり、平均でやってほしい人は選択的に平均でやる。選択するわけです。
久保委員	誰が選択するのか。
牛島委員	本人です。だって、自分は出すのは嫌だとはっきり言う人もいる。

久保委員	どこまで出せばいいか。
名取委員	基本は本人の収入でやって、難しい場合はこちらでやるという考え方はあるかもしれないですね。 でも、例えば議会で説明するとか、いろいろなことが当然プロセスとしてあるので、どこかでこういうのがありますからという話を持ってこないと言説力が難しくなる。
牛島委員	でも、基本、本人の収入でやるというのはいいんですよね。
名取委員	本人が選択するのですか。
牛島委員	本人が自分の収入でやる。
久保委員	どこまで資料を出すということや、実際にわかるかどうかという問題もありますよね。
牛島委員	本人が出したくないという人もいます。自分の収入はあるけど、その資料は出したくないというような。
久保委員	だげど、本当にやるんだったら、収入だけ出ればいいのかという問題ではないですよね。出された収入が正しいかどうかを見なければいけない。そのための資料を出せという話になる。申告書のない人とか、そういうのはどうするのかとか。
牛島委員	そういう人は平均を使う。
久保委員	人によってやり方を変えてしまうのは不公平ではないですかね。
牛島委員	でも、休業ですから、人によって違わざるを得ない。
久保委員	言葉は休業だけれども、やろうとすると、正確に言うと、休業ではないような制度になっていると思います。
牛島委員	そういう人は訴訟にしたほうがいいですよと。
久保委員	差がある人は当然訴訟です。補償制度の性格はそうですから。要するに、簡易・迅速にある程度のところでやると。
牛島委員	実際の収入のほうが高いという人は訴訟で、そういう道があるということですか。
名取委員	今言っていらっしゃるのは、ヤンキースに所属している選手が、突然浜見が原因で病気になった場合、この賃金センサスの基準でよ

	いかというようなことですよ。そのような人は、これではどうかと思うかと思いますが、どこまで仮定して制度を作るのかも議論の余地はありますよね。
久保委員	精神としてどう考えるかというのものもある。
牛島委員	普通はこれでさっさと終えて、普通の生活に戻れるようにするために決めておかなければいけないし、そのためには簡単なほうがいいという考えだし、今の他の委員さんたちの頭の中で……。
委員長	牛島委員のおっしゃる点もわかるのですが、ここでもめてしまうと、ここに該当してしまった方は相当重い病気にかかっている可能性があって、そういうことに時間を費やしていることが本当にいいのかどうかというのがありますね。
久保委員	<p>訴訟を希望しますと、補償相当となると、私の考えでは、市は認定部会で決めることとなりますけれども、裁判の中で、市は原因であることを否定できない。市の制度の中で、市長が認定しているからです。そうすると、問題は、損害額のことだけを裁判でやることになると思うのです。だから、割合と簡単な話にはなってきます。すでに起因性は認めているので。</p> <p>それだけ認定部会の判断というのは、逆に言うと、重いことになるわけです。市の制度としてそういう認定をしてしまうから。それだから、認定したのと別で、裁判になったら今度は違うということもあり得ないわけではないけれども、そこは問題になると思うので、そこら辺のところも踏まえた上で、市の認定に関して、余計な話かもしれませんが、そういうことはあります。</p> <p>そこはほかの補償制度とは違います。救済法にしろ、労災にしろ、場合によっては、そこはそこで認定したのだから、国自身の責任、企業自身の責任は幾ら認定されているといっても、それは労災ではないという主張は許されるわけです。</p>
委員長	今まで出てきたのは賃金の点ですね。あと遺族の定義です。どこまで遺族とするかという話です。あと時効の関係で、台帳で把握でき

	ていない人の扱いをどうするかというようなあたりでしょうか。
牛島委員	他制度との調整で、石綿救済法で補償制度の適用を受ける場合、治療費と葬祭費は、結局国のほうで出すということですね。
名取委員	そうです。石綿健康被害救済法で中皮腫になっているから、治療費は自己負担ないし葬祭費は出るという仮定の上なので、その部分を二重にというのはおかしいのではないかという意見があって、こうなった。久保委員，ここら辺もQ&Aが必要ですね。おっしゃるとおり，何でもかと思ってしまうということですね。
久保委員	これもほかの分も全部差し引くという考えもあるわけで，なぜこの2つに限定しているかということは逆の意味で説明しておかないといけない。毎月救済法で10万ぐらいはもらえるわけですね。そういうことを考えると，園児にとって割合と有利な制度ではあるのです。
委員長	ほかはよろしいですか。 (質問，意見：なし) もしなければ，いろいろとご意見をいただきましたので，また部会で少し検討させていただきます。1月27日に部会を予定していますので，そこで今日いただいたご意見を踏まえて固めていきたいと思えます。ありがとうございました。 それでは，大きな2つの議題を終えましたが，そのほかに何かありますでしょうか。担当課のほうは何かありますか。
久保委員	第1の議題のほうですが，見舞金の申請率が50%ですけれども，施行から1年と決めたので，来年2月で見舞金の支給の期限が切れるわけですね。施行から1年だと，来年2月ですが，これはどうしますか。2月に切れて，やめてもいいのか，また延ばすのか。見舞金の要綱はたしかそうですね。
担当課 (鳥羽保育課課長)	名簿がない期間の方は，期限はもっと長いです。

補佐)	
久保委員	どういう決め方をしていましたか。
委員長	名簿がないというのは、台帳に載ってないという意味ですか。
担当課 (鳥羽保育課課長補佐)	要するに、今日お配りした表のA・Bの人については、特段期限を定めていません。それ以外の方は5年間です。
久保委員	見舞金の支給がですか。これは変わっているのですか。
担当課 (鳥羽保育課課長補佐)	1万円の見舞金のほうは5年ですね。
久保委員	要綱になっていて、1年経過したらと書いてあるのですが、5年にしたのですか。
委員長	見舞金支給要綱ですね。
事務局 (中野行政総務課主任)	健康被害対策要綱では見舞金の期限は5年になっています。見舞金の申請期間は本要綱の施行後、第3条第1号、2号なので、鳥羽からありましたとおり、捕捉できてない期間を除いて5年でございます。
委員長	1年というのは、死亡している場合の話ですかね。
久保委員	そうでしたか。失礼しました。
牛島委員	本人が死亡していたら1年ですから、急いでやらないと、連絡がいない人もいるのに終わってしまうということですかね。
委員長	基本的には5年ということですね。
名取委員	確認させていただきたいのですが、調査・認定部会のほうで、今宿題として抱えているのが、IARCの疾患をいかに日本の藤沢的などところで考え方をまとめるのかということについては、委員長を含めて、次回検討する課題が1つ残っているという点がございます。

	<p>2つ目は、実際にこの制度を始めるには、市の職員の数名が研修を受けないと、とても受付ができないということも確認されていて、そういう時間をとる。そして、職員が、誰が担当になるかを定めるということも課題として残ってございます。</p> <p>それから、今日いただいた法律的な検討。</p> <p>もう1つ、実際にこういう受付をして、いろいろと対応していく。それをもう一回親委員会に戻す。そのあたりを全部調査・認定部会でやる。そういう理解のスピード感ですかね。つまり、月1回ぐらいは部会をやった上で、4カ月後ぐらいにこの委員会をもう一回開催する。そのようなスピード感にならざるを得ないのかなと理解しているのですが、そんなことでよろしいでしょうか。</p>
<p>事務局 (中野行政総務課主任)</p>	<p>研修ですとかマニュアルの整備ですとか、本日いただいたご意見といたしますか、ご提案の整理について、1月の部会でどこまでできるかというところもございしますが、その後の開催の頻度についてはまた検討させていただければと思います。当然やらなければいけない課題もまだ多く残っていることは承知しております。その辺はまた検討させていただいて調整させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>名取委員</p>	<p>実際に制度を始めるとなると、普通は「医療機関の方へ」というのをホームページに載せるところまで準備しないとできないのです。これで申請してください、藤沢市はこういう制度でやっておりますというパンフレットを作る。もしもこういうふうな病気になられた方は医療機関の先生にこういう診断書を書いてもらってくださいということで、全部見本と実例を書く。そこまでのものをホームページに準備しないと始めることができないので、非常に細かいことを実は調査・認定部会でたくさん積み上げなければいけないのです。</p> <p>もう1つ、職員課のほうでも、できたら同時にこの制度の利用もというお話もあるので、それを合わせて4つぐらいの課題が今残っ</p>

	<p>ているということをご理解いただきたい。それを終わらせないと委員会に出せないと私どもは考えています。もう少しお時間をいただかないと、やるのがかなり残っているという点は、よろしくご理解をいただきたいと思うのです。</p>
久保委員	<p>先ほどのまだ名簿に載ってない人とか、要はこの検討で、補償制度なり、給付金の制度が固まれば、もう一度広報活動するご予定のようなので、そのアイデアを、赤堀委員たちのアイデアも含めて、そこも並行していく。こちらが固まらないと、それはあまり広報をやってもできない。ただ、並行してそれも考える余裕がおりかどうかかわからないけれども、検討していただいて、お2人の意見も聞きながら、もっと台帳の数を増やしたり、お知らせをして、どうやって広報をしていくか。</p>
名取委員	<p>そこはプロジェクトでやられるなら、別に小委員会を作って走っていかないと、難しいと思います。</p>
赤堀委員	<p>案を見せてもらったらできるのに、そこがどうにかありませんか。</p>
久保委員	<p>なると思うけど、まだそれをやる段階ではない。ニュースレターを出す分に関してはね。</p>
赤堀委員	<p>多分ニュースレターではダメですよ。不足しています。</p>
委員長	<p>時期的にそれができるような気がします。この期間だけというので、例えば赤堀委員の関わっておられたような期間だけであれば、それはできるかもしれない。</p>
名取委員	<p>あと、実は目的外使用がどこまで許されるかという問題がある。結局ほかのものでも、建築基準法上出した書類とか、固定資産税上の書類で、例えば吹き付けアスベストと書いてある。それを建築基準法の課に渡すことをしていいのか。どこまでなら、してよいのかというあたりは柔軟に考えていただければ、潰せるところは潰せるのではないと思うのです。生年月日とか、一定のものがわかっている。戸籍法上でここまではいいとか、よくはわかりませんが、そこら辺のご検討は市のほうでもしていただいて、戻して</p>

	<p>いただきたいなという気はいたします。よろしくお願いいたします。</p>
牛島委員	<p>市の責任の話なので、市の担当がこうなっていて、戸籍の附票というのは、こちらにまで共有しなくてもいいですから、市の中で情報共有をしていただく。住民票が変わっている人の中で、追えるところまでは追っていただく。</p> <p>最後の住民票の附票がいいかげんな人はしようがないです。海外に行ってしまったみたいな人はわからないかもしれませんが、中での情報共有は、今までもやっていらっしゃるのかもしれませんが、そこはやっていただいて頑張っていただければいいかなと思います。目的外という意味ではなくて市の責任を果たすために。</p>
久保委員	<p>ただ、それも目的外になりますから。それは審査会を通せばいいんですけどね。ただ、連絡がとれている中で、市外の人と市内の人の割合はどれくらいですか。藤沢市ならば、自分の市の情報はとれるけれども、ほかの市であれば、わざわざ照会しなければいけないですよ。</p>
名取委員	<p>今まで検診を受けた方で見ていると、3分の2か4分の3ぐらいは市内です。3分の1か4分の1が市外です。</p>
久保委員	<p>わからない範囲がわからないのです。わからない範囲が割合と市外の人かもしれない。</p>
赤堀委員	<p>見せられないなら、シラミ潰しに1人ずつこちらで調べて、「何々さんの住所はわかりますか」と聞いていこうかと言ったんだけど、そこまでしないとダメなのではないでしょうか。</p>
委員長	<p>どういう理由でわからないのか、どこまでわかっているのかがまだはっきりしないので、そこを整理した上で、今後どうするかを検討しましょう。</p>
名取委員	<p>久保委員は守秘義務も課されている職業だから、見ていいわけですよ。</p>

久保委員	そういうわけにいかないですよ。私は守秘義務を課されていないです。
名取委員	例えば裁判に絡むものだったら、かなりご自由にいろいろなものがとれる職業ですよ。職業的に守秘義務が課されていますよね。いろいろとれるのですよ。裁判のためと言ったら個人情報をとれるのです。
牛島委員	依頼を受けてないといけないですね。
委員長	元園児の把握については別途また検討するという事。調査・認定部会が結構忙しいので、それ以外あるいは重なる方がいると思いますが、検討して、次回の委員会に何らかの形で出せればと思います。よろしく願いいたします。
牛島委員	見舞金の申請率が若干低目だなと思ったのです。文京区の事案ではもっと高かったなと思います。
名取委員	最初は低いですよ。だんだん上がっていく。文京区についても、最初は半分以下で、年を追うごとに上がって行って、8割ぐらいまで行きましたけれども、最初は、「申請はいいや」という方もいるので、情報を聞きながら、だんだん増えてきたという経過だと思います。
委員長	期間も決まっていますし、こんなに長くないですしね。 ほかはよろしいでしょうか。 もしなければ、事務局から何かありますでしょうか。
事務局 (中野行政総務課主任)	今、名取委員からございました次回の委員会の開催時期でございます。いただいた課題も多く、場合によっては、対象者の把握とか、効果的な周知方法等の検討もやらなければならないのかなというところもございます。時期は見込めませんが、恐らく来年度の5月以降にはなろうかと思っております。その辺はまた時期を見ながら、場合によっては途中途中で経過報告といいますか、皆さんに情報提供させていただきながら進めさせていただく可能性もございま

	す。いずれにしても5月以降というところでご認識いただいて、日程を調整させていただければと思います。よろしくお願いいたします。
委員長	ほかになれば、今日の委員会はこれで終わらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

以 上